

# あいち航空ミュージアム展示内容再構成整備に係る展示実施設計・展示製作工事 企画提案募集要領

この要領は、あいち航空ミュージアム展示内容再構成整備に係る展示実施設計・展示製作工事を実施するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により請負者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 1 工事名

あいち航空ミュージアム展示内容再構成整備に係る展示実施設計・展示製作工事

## 2 目的

あいち航空ミュージアムは、2026年度に開館10年目を迎え、新たに「スペースジェット」を展示するとともに、未来の空モビリティを紹介するなど、「あいちの技術と空への挑戦」を体感させる施設へとリニューアルを行う。

## 3 業務の内容

別添1「あいち航空ミュージアム展示内容再構成整備に係る展示実施設計・展示製作工事基本仕様書」のとおり。

## 4 工期

契約締結日から2027年1月29日（金）とする。

## 5 事業費限度額

380,347,000円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む。）。

## 6 募集期間

2026年3月24日（火）から2026年4月10日（金）とする。

## 7 応募資格

応募資格者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 愛知県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 愛知県の令和8・9年度入札参加資格者名簿（物品等）において、「業務（大分類）役務の提供等」のうち「営業種目（中分類）映画等製作・広告・催事」の「取扱内容（小分類）デザイン」－「取扱内容（細分類）「デザイン」及び「取扱内容（細分類）「展示物等の製作」」に登録されていること。
- (6) 愛知県の令和8・9年度入札参加資格者名簿（建設コンサルタント）において、登録の種類に「設計」があり、かつ令和8・9年度入札参加資格者名簿（建設・建設工事）において、建築工事の等級が、Aランクとして登録されていること。
- (7) 過去5年間に、展示施設の実施設計及び製作工事を元請けとして実施したことがあること。

## 8 選定事業者数

1者

## 9 応募方法等

### (1) 公募説明会の開催

公募説明会を開催します。（出席は、応募の要件ではありません。）

ア 日時：2026年3月27日（金）午後4時から

イ 場所：オンライン（アクセス方法は申込者に別途通知する）

ウ 参加申込方法：以下により電子メールで行うこと

- ・ 申込期限：2026年3月26日（木）午後4時
- ・ 件名：「あいち航空ミュージアム展示内容再構成整備に係る展示  
実施設計・展示製作工事の説明会参加」
- ・ 本文中に①会社名②参加者氏名（2名まで）③連絡先（電話番号、  
メールアドレス）を記載すること。
- ・ 提出先：愛知県都市・交通局航空空港課 企画グループ  
メールアドレス kouku@pref.aichi.lg.jp

### (2) 企画提案参加希望書の提出

企画提案の参加を希望する者は、様式1「企画提案参加希望書」に必要事項を記入し、提出すること。なお、企画提案提出前に参加を取り下げの場合は、その旨を電子メールで

連絡すること。

ア 様式：様式1「企画提案参加希望書」のとおり

イ 方法：以下により電子メールで提出すること

- ・件名：「あいち航空ミュージアム展示内容再構成整備に係る展示実施設計  
・展示製作工事の企画提案参加希望書」
- ・提出先：愛知県都市・交通局航空空港課 企画グループ  
メールアドレス kouku@pref.aichi.lg.jp

ウ 備考：企画提案参加希望書を提出した者に、「あいち航空ミュージアム展示内容再構成整備に係る基本設計図書」を、選定委員会実施の日まで貸与する。

### (3) 企画提案書の提出

ア 提出書類

- (ア) 表紙 (イ) 事業実施体制 (ウ) 企画提案内容 (エ) 経費見積書
- (オ) 過去5年間の類似業務実績 (カ) その他添付資料

イ 記述する内容等

(ア) 表紙(様式2：A4縦×1枚)

(イ) 事業実施体制(任意様式：A4縦×2枚以内、片面使用)

- ・本事業を実施するための組織体制(事業の一部を再委託する場合は、再委託先の体制を含む。)をできる限り詳細に記載すること。また、本業務遂行にあたる総括責任者以下の役割を記載すること。
- ・主任担当者について、保有資格がある場合はその資格を記載すること。なお、資格が複数ある場合は全て記入することとする。
- ・本業務は多くの関係企業との調整が発生することから、企業等との調全体制についても記載すること。

(ウ) 企画提案内容(任意様式：A4縦×8枚以内、片面使用)

基本設計図書の内容を踏まえ以下について記載すること。

- ・全体方針  
展示実施設計・展示製作を行うにあたっての基本的な考え方を記載すること。
- ・展示実施設計及び展示製作工事の提案  
展示実施設計及び展示製作工事の主な内容及び施工方法について記載すること。  
また、具体的なスケジュールについて記載すること。

(エ) 経費見積書(様式3：A4縦×2枚以内、片面使用)

- ・見積額及び備考欄にその積載根拠を記載すること。
- ・単位は円とする。

(オ) 過去5年間の類似業務実績(任意様式：A4縦×2枚以内、片面使用)

- ・類似業務実績について、その内容(名称、発注者、履行期間及び事業概要)を記

載すること。事業概要にあたっては、写真等を活用し、視覚的に理解できるよう工夫すること。

- ・上記について、展示実施設計及び展示製作工事それぞれ1つ以上記載すること。
- ・デザインビルド方式（展示実施設計と展示製作工事の一体受注）の実績がある場合は優先して記載すること。

（カ） その他添付資料

- ・提案者の概要がわかるもの（企業案内、パンフレット等）
- ・社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式4）
- ・建設業法第26条第1項の規定により現場に配置する主任技術者（当該建設工事を施工するために締結する下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が同法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合においては同法第26条第2項の規定により現場に配置する監理技術者）の資格を示す書類の写しを添付すること。

ウ 企画提案にあたっての留意事項

- ・企画提案は、1事業者1案とする。
- ・企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- ・企画提案書の内容が本要領の規定に適合しない場合は無効とする場合がある。
- ・企画提案書の（ア）～（カ）の綴り方は指定しないが、1部ごとにまとめること。

エ 提出部数 正本1部 副本6部

オ 提出期限等

（ア）提出期限 2026年4月10日（金）午後5時まで必着

（イ）提出方法

持参もしくは郵送（配達されたことが記録されるものに限る）とする。

※持参の場合の受付時間は、土・日を除く開庁日の午前9時から午後5時まで

（ウ）提出書類の取扱い

- ・提出された書類は返却しない。
- ・企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。
- ・提出された書類は、必要に応じ（庁内の使用に限り）複写する場合がある。
- ・提出された書類及びその内容については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。
- ・書類の提出後に応募を取り下げの場合は、速やかに航空空港課企画グループまで連絡するとともに辞退届（任意様式）を提出すること。
- ・提出された書類は、請負者決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議のうえ決定する。

カ 提出先・応募に関する問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（本庁舎5階）

愛知県都市・交通局航空空港課企画グループ（担当：青井、山原、尾崎）

TEL：052-954-6131 メールアドレス：kouku@pref.aichi.lg.jp

（4）募集内容等に係る質問書の受付及び回答の公表

企画提案に係る質問をする者は、様式5「あいち航空ミュージアム展示内容再構成整備に係る展示実施設計・展示製作工事 企画提案募集に係る質問書」を提出すること。

ア 質問受付期間：2026年3月24日（火）から2026年3月31日（火）まで

イ 様式：様式5のとおり

ウ 方法：以下により電子メールで提出すること

・ 件名：「(質問) あいち航空ミュージアム展示内容再構成整備に係る展示実施設計・展示製作工事」

・ 提出先：愛知県都市・交通局航空空港課 企画グループ

メールアドレス kouku@pref.aichi.lg.jp

エ 回答方法：質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、2026年4月3日（金）までに航空空港課のWebサイト（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kouku/>）で公開する。

オ 注意事項：企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問、受付期間以外の質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けない。

## 10 審査の実施

（1）選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手方を選定するために「あいち航空ミュージアム展示内容再構成整備に係る展示実施設計・展示製作工事 選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（2）選定委員会の開催

2026年4月16日（木）に開催予定であるが、正式な日時、場所等については、応募者に別途通知する。

（3）審査方法

企画提案書について、応募件数が4件以上ある場合は予備審査を実施した後、選定委員会における審査を行い、選定する。なお、審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

ア 予備審査

書面による審査を行い、3件が選定委員会における審査に進むこととする。

#### イ 選定委員会における審査

選定委員会における審査を行い、選定する。

(ア) 審査は提案者による、企画提案書によるプレゼンテーションにより行う。

(イ) プレゼンテーションは、1者25分程度で行い、パソコン等の電子機器の使用は認めない。また、説明終了後に質疑応答を5分程度行う。

(ウ) プレゼンテーションの際に追加資料を配付することは認めない。

(エ) プレゼンテーションに参加しない者については、企画提案書を取り下げたものとみなす。

#### (4) 選定基準

請負事業者の選定にあたっては、以下の点を重視する。

##### ア 事業に関する内容

(全体方針)

・業務の目的、到達点、取組方針等、基本的な考え方は適切か。

(展示実施設計及び展示製作工事の提案)

・基本設計図書の内容を具体化する提案となっているか。

・スペースジェットの展示に関する内容が、現実的に展示可能な範囲で魅力的な提案となっているか。

・2027年1月に完成できるように施工方法・スケジュールの工夫がなされているか。

(その他)

・今回のリニューアルに係るミュージアム運営に資する提案があるか。

##### イ 事業実施体制

・本業務を実施するにあたり、類似業務の経験者や有資格者が配置されているか。

・機体移動事業者やあいち航空ミュージアムなど、展示製作工事にあたっての連絡調整を十分に対応できる体制がとられているか。

##### ウ 事業の請負実績

・類似業務の実績が豊富でノウハウを有し、基本設計図書に沿って、当該事業を実施することが期待できるか。

##### エ 経費

##### オ 社会的価値の実現に資する取組

#### (5) 審査結果の通知

審査結果は、2026年4月中旬まで(予定)に全提案者に文書で通知する。

#### (6) 選定された候補者との調整

選定された候補者の請負業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施させることを約束するものではない。候補者と県は企画提案書の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったうえで契約を締結する。

協議等が整わない場合は、次点者が、改めて県と協議等を行うこととする。

請負金額については、事業費限度額の範囲内で市場価格等を考慮し、適正な価格となるよう調整することがある。

## 11 契約条件

### (1) 契約形態

工事請負契約

### (2) 契約金額

請負候補者と事業費限度額の範囲内で交渉の上、契約するものとする。なお、交渉が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

### (3) 契約保証金

免除に該当する場合を除き、愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上とする。

### (4) 契約書

約款については、別添2「あいち航空ミュージアム展示内容再構成整備に係る展示実施設計・展示製作工事 契約約款」のとおり。

## 12 スケジュール（予定）

2026年3月24日（火）	募集開始（質問受付開始）
3月27日（金）	公募説明会（オンライン）
3月31日（火）	質問受付締切
4月10日（金）	企画提案書の提出期限
4月16日（木）	選定委員会
4月中旬	事業者決定
4月中旬	契約、業務開始

## 13 その他

(1) 本事業の実施は、令和8年2月定例愛知県議会における予算の成立を条件とする。

(2) 次の場合、企画提案者は失格になる場合がある。

ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合

イ 県職員等の当該企画提案関係者に対して、当該企画提案に関わる不正な接触の事実が認められた場合